

尾張旭市監査公表第25号

平成28年3月31日付け尾張旭市監査公表第10号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年11月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

こども子育て部こども課（定例監査時 健康福祉部こども課）

監査の指摘事項	措置状況
<p>1 尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に定める6つの事業において、補助金等交付申請に必要な添付書類のうち、役員（会員）名簿が提出されていない事業がある。また、補助金等交付申請書に添付された事業計画書及び収支予算書並びに補助金交付請求書の様式が尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に定めるものと異なっている。児童健全育成活動事業に係る補助金交付申請書の提出通知において、申請に必要な書類を明示するとともに、当該通知書に添付する様式は、尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に定める様式とする必要がある。なお、6事業全てが補助金交付要綱に定める様式と異なっている補助金交付請求書については、要綱の改正を含めて検討する必要がある。</p> <p>2 児童手当システム保守委託業務においては、予定価格書の作成が開札日の6日前に、子どもへの暴力防止プログラム研修実施業務においては、予定価格書の作成が開札日の20日前となっている。予定価格書の作成は、秘密性、公平性を担保するため、開札実施の直近とすべきである。</p>	<p>1 尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に基づき、平成28年度から役員（会員）名簿を提出させ、補助金交付請求書等各種様式を交付要綱に定める様式に改めました。</p> <p>2 予定価格の作成を開札実施の直前に改めました。</p>